

中村児童公園自動販売機設置事業者募集入札実施要領

近江八幡市では、各施設利用者の利便に資するため自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。参加される方は、この実施要領を熟読し、お申込みください。

1. 自動販売機の設置条件等

自動販売機の設置条件等は下記のとおりとする。

（１）自動販売機設置にかかる入札

自動販売機の設置については、「中村児童公園自動販売機設置仕様書」に記載している下記事項を確認のこと。

- ① 所在地・設置場所
- ② 使用可能範囲寸法
- ③ 容器と販売品目・自動販売機の形式

（２）設置期間（使用許可期間）

- ① 入札実施後、当初の設置期間（使用許可期間）は、原則として令和８年７月１日以降から令和９年３月３１日までの期間とする。ただし令和９年４月１日から１年を限度に更新できるものとする。
- ② 設置期間（使用許可期間）の途中、又は使用許可の更新の際に、設置事業者都合により許可の取消し、若しくは設置の中断又は自動販売機の撤去の申入れがあった場合は、同一施設内における当該設置事業者の全ての使用許可を取消すものとする。また、市に対して使用料の返還を求めることができない。
- ③ 次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をする場合がある。なお、当該取消し又は変更によって生じた損失については、市に対して補償を求めることができない。

ア 使用者が許可条件に違反したとき。

イ 公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。

（３）設置の使用料

- ① 落札者（設置事業者）が入札した額を**年額使用料**（都市公園使用料）とする。使用料については、市（都市計画課）が指定する日までに当該年度分を一括で納入すること。
- ② 当初設置期間（令和８年７月１日以降から令和９年３月３１日まで）の使用料については月割りとし、年額使用料の１２分の９を指定する日までに一括で納入すること。

（４）その他必要となる経費等の負担

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費、光熱水費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

- ② 電気料金の実費については、設置事業者の負担により子メーターを設置し、近江八幡市から通知した年間実費額を、設置事業者が市(都市計画課)へ一括で納入する。なお、電気使用量を実績報告とあわせて報告すること。

(5) 設置及び維持管理等

- ① 自動販売機は、消費電力が1.5kw以内のものとし、設置位置図に示した場所に、使用可能範囲寸法(使用済容器の回収ボックスを含んだ寸法)を超えないものを設置すること。自動販売機を設置するにあたっては、裾付面を十分に確認したうえで安全面を考慮し設置すること。また、施設管理担当課と協議のうえ適切な転倒防止策を施工すること。ただし、原則的には床面へのアンカー止めは不可とする。
- ② 新紙幣及び新貨幣に対応できる自動販売機とする。また、電子マネー・キャッシュレス決済対応については、可能な限り導入するように努めること。
- ③ 設置事業者は、販売する飲料の容器(缶・ペットボトル等)の種類に応じた使用済容器の回収ボックス(ごみ袋付き)を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ④ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者自らが直接行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の確認や補充管理を適切に行うこと。
- ⑤ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を近江八幡市に請求することができない。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ⑦ 自動販売機に故障時などの連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 実績報告

設置事業者は、月毎の販売実績を市(都市計画課)に報告すること。なお、報告様式は任意とするが、事前に報告様式や報告方法等について市と協議を行うこと。

(7) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の費用を近江八幡市に請求することができないものとする。

(8) 使用許可上の制限

使用許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- ① 使用許可書の許可条件を遵守し、都市公園使用料等を期限までに確実に納付すること。
- ② 後記2に定める入札参加資格要件にかかる許認可等の取り消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、近江八幡市の指示に従うこと。
- ④ 販売品目は、必要な場合都市計画課と協議を行うものとする。酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

2. 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができる。

- (1) 申請時から過去1年以上、自らが管理運営する自動販売機による販売実績が有る者。(販売拠点の実態確認ができる者に限る。)
- (2) 国税、都道府県税、近江八幡市税について未納の税額がない者。
- (3) 次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年後見人
 - ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
 - ③ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
 - ④ 営業の許可を受けていない未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
- (4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。)であること。
 - ① 近江八幡市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 近江八幡市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が近江八幡市と契約を締結すること、又は近江八幡市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により近江八幡市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて近江八幡市との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (5) 近江八幡市暴力団排除条例(平成23年近江八幡市条例第25号)第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。(落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。)

3. 日程

- (1) 令和8年6月1日(月): 公告・実施要領の公表、質問受付
- (2) 令和8年6月15日(月): 質問書提出期限 16時まで
- (3) 令和8年6月17日(水): 質問回答
- (4) 令和8年6月24日(水): 入札参加申請書・入札書提出期限 16時まで
- (5) 令和8年6月25日(木): 開札日

4. 入札参加申請用紙の配布・質問及び回答

(1) 配布期間及び配布方法

配布期間 令和8年6月1日(月)から24日(水)まで

配布方法 本市ホームページからダウンロードすること

近江八幡市公式ホームページ 都市整備部都市計画課

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/toshi/news/index.html>

(2) 配布書類

- ① 入札参加申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 自動販売機設置(経営)状況報告書(様式第3号)
- ④ 店舗所在地位置図(様式第4号)
- ⑤ 入札使用印鑑届(様式第5号)
- ⑥ 委任状(様式第6号)
- ⑦ 入札書(様式第7号)
- ⑧ 市税について未納の税額がない証明(様式第8号)
- ⑨ 仕様書

(3) 質問回答

① 受付期限

令和8年6月15日(月) 16時まで

② 提出方法

質問は申請者名及び担当者名を明記の上、簡潔に質問内容を箇条書きにした文書をメールにより提出すること。なお、メール提出後に電話にて受信確認を行うこと。

※メールタイトルを「自動販売機設置質問書(申請者名)」とすること。

③ 提出先

近江八幡市都市整備部都市計画課

電話: 0748-36-5567

E-mail: 011216@city.omihachiman.lg.jp

④ 回答方法

質問への回答は、近江八幡市のホームページにて公開する。

⑤ 回答日

令和8年6月17日（水）

5. 入札参加申請・入札書の提出方法等

(1) 提出期限 令和8年6月24日（水）16時まで（必着）

(2) 提出方法

① 持参もしくは書留郵便（又はこれに準じる方法）

② 提出書類を[6 提出書類一覧]順（①から⑫）にA4ファイル（水色系）に綴じて提出すること。

③ A4ファイルの表紙及び背表紙には必ず申請者名を記載すること。

④ ⑫入札書についてはファイルに綴じこまず、ダブルクリップ等でファイルに挟んで提出すること。

(3) 提出先 〒521-1392

近江八幡市安土町小中1-8（安土町総合支所2階）

近江八幡市 都市整備部 都市計画課

6. 入札参加申請・入札書の提出書類一覧

	書類名	申請時提出	備考
	ファイル	○	A4水色系（紙ファイル）表紙・背表紙に申請者名を記載
	提出書類チェックリスト	○	チェックの上、提出すること。
1	入札参加申込書	○	（様式第1号）
2	誓約書	○	（様式第2号）
3	自動販売機設置（経営）状況報告書	○	（様式第3号）
4	店舗所在地位置図	○	（様式第4号）
5	入札使用印鑑届	○	（様式第5号） 代表者印を使用する場合も提出すること
6	委任状（代理人が入札する場合）	○	（様式第6号）
7	印鑑証明書 （発行日から3ヶ月以内のもの）	○	官公署発行のもの
8	（法人の場合）現在事項全部証明書 （発行日から3ヶ月以内のもの）	○	法務局発行のもの
9	国税について未納の税額がない証明 （発行日から3ヶ月以内のもの）	○	税務署発行のもの 法人の場合：その3の3

			個人の場合：その3の2
10	都道府県税について未納の税額がない証明 (発行日から3ヶ月以内のもの)	○	・納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納(滞納)がないこと」とする。都道府県により名称は異なるので注意すること。 ・「都道府県税に未納(滞納)がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道府県については、直近の「法人県(都道)税」「法人事業税」の証明書の提出で可。とする
11	市税について未納の税額がない証明 (発行日から3ヶ月以内のもの)	○	(様式第8号) 近江八幡市内に事業所を有する法人又は個人に限る。市の収納課に様式持参の上、発行を受けること。
12	入札書	○	(様式第7号) 封筒に封入・封印

7. 入札の執行等

(1) 開札日

令和8年6月25日(木)

(2) 入札の方法

入札参加者は、希望する使用料の110分の100に相当する金額を記入すること。

(3) 落札者の決定方法

- ① 開札は、開札日に当課の担当者が厳正に開札する。
- ② 入札書に記された金額が、近江八幡市が設定する最低使用料以上で、かつ、最も高い金額の入札をもって落札者とする。同一金額の入札者が二者以上ある場合は、くじ引きにより決定する。この場合におけるくじは、入札関係職員以外の職員が応札者に代わって引くものとする。

(4) 落札者の(設置事業者)の発表及び公表等

近江八幡市のホームページで公表する。

(5) 落札者の(設置事業者)の決定の取り消し

落札した業者が正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きをしなかった場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

(6) 公正な入札の確保

入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。また、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。入札参加者は、この

実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。また、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者及び正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参しない代理人は、入札に参加することができない。

8. 落札後について

落札者（設置事業者）に決定した者は、下記の書類を提出して使用許可申請の手続きを行い、許可を得ること。なお、使用許可の手続きの関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

- ① 誓約書（様式第2号）の添付書類（役員調書）
- ② 公園施設行為（占用・設置・管理）許可申請書
（近江八幡市指定用紙：令和8年7月1日から許可を申請）
- ③ 設置場所の図面（設置仕様書の図面を加工するか、担当原課から提供を受けること）
- ④ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力がわかるもの）
- ⑤ 販売品目一覧表
- ⑥ 搬入計画書（搬入経路、及び主に使用する搬入車両登録番号[自動車検査証を添付]）

申 請 用 紙 一 覧

- ① 入 札 参 加 申 込 書 (様式第1号)
- ② 誓 約 書 (様式第2号)
- ③ 自動販売機設置(経営)状況報告書 (様式第3号)
- ④ 店 舗 所 在 地 位 置 図 (様式第4号)
- ⑤ 入 札 使 用 印 鑑 届 (様式第5号)
- ⑥ 委 任 状 (様式第6号)
- ⑦ 入 札 書 (様式第7号)
- ⑧ 市税について未納の税額がない証明 (様式第8号)

受付日付
及び
番号

(様式第1号)

令和 年 月 日

中村児童公園自動販売機設置事業者入札参加申込書

近江八幡市長 様

中村児童公園自動販売機設置事業者入札に参加したいので、入札実施要領を承知の上、申込みます。

入札申込者

〒 ()

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

住 所 _____

(電話番号)

誓 約 書

私は、近江八幡市が実施する自動販売機設置事業者募集入札の参加申込に当たり、次の事項を誓約します。この誓約に違反又は虚偽があったことにより、当方が不利益を被ったとしても一切異議を申し立てません。

- 1 実施要領の2に定める入札参加資格要件をすべて満たしており、申請にかかる提出書類のすべての事項は、事実と相違ありません。なお、虚偽の記載事項があった場合には、いかなる処分を受けても一切異議を申し立てません。
- 2 入札に際し、本実施要領に記載の内容をすべて承知しています。
- 3 契約の締結に際し、当方又は当方の法人その他役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 近江八幡市暴力団排除条例第2条第1号から第2号に規定している者
 - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 4 当方は、近江八幡市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 5 当方は、この誓約書及び役員調書等が近江八幡市から滋賀県警察近江八幡警察署及び滋賀県警本部に提供されることに同意します。
- 6 当方がこの誓約書3に該当する者であると近江八幡市が滋賀県警本部から通報を受け、又は近江八幡市の調査により判明した場合には、近江八幡市が近江八幡市暴力団排除条例に基づき、近江八幡市ホームページ等において、その旨公表することに同意します。
- 7 当方は、自動販売機の設置に関し、暴力団等から不当介入を受けた場合は、近江八幡市長に報告し、所轄警察署へ届出ます。

近江八幡市長 様

入札申込者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

(電話番号)

自動販売機設置（経営）状況報告書

近江八幡市長 様

入札申込者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

(電話番号)

1 自動販売機設置台数（直近）

近江八幡市内	台
市外（滋賀県内）	台
合 計	台

2 取扱会社名等（直近）

3 商品売上高等（過去3年間の決算による各年額）

	前々々年	前々年	前 年
自動販売機売上高	千円	千円	千円
店舗販売売上高	千円	千円	千円
配達販売売上高	千円	千円	千円
そ の 他	千円	千円	千円
合 計	千円	千円	千円

店 舗 所 在 地 位 置 図	
商号又は名称	
所在地	〒 (-)
電話番号	
位置図 (住宅地図の貼り付けも可とする) (方位は北を上にし、店舗の位置を網掛け等で示してください。)	
店舗の写真①	店舗の写真②
注意 ・店舗の写真は、看板等が写っている写真を2方向から撮影してください。	

(様式第5号)

令和 年 月 日

入札使用印鑑

近江八幡市長 様

私は、中村児童公園自動販売機設置事業者募集入札に当たり、下記のとおり使用印鑑をお届けします。

入札申込者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

(電話番号)

実印

受付係確認欄

記

入札使用印

委 任 状

近江八幡市長 様

私は、中村児童公園自動販売機設置事業者募集入札に参加するに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札申込者

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

実印

(電話番号)

受付係確認欄	
--------	--

記

- 1 委任する権限
自動販売機設置事業者募集入札に関する一切の権限

- 2 代理人

(住所)

(氏名)

(様式第7号)

令和 年 月 日

入 札 書

近江八幡市長 様

入札申込者

(所在地)

(商号又は名称)

(入札者氏名)

印

(電話番号)

下記の金額をもって入札します。

記

入札価格								
年額								円

- 1 入札価格は、希望する使用料の110分の100に相当する金額を記入してください。
- 2 金額はアラビア数字で記入してください。
- 3 初めの数字の頭に¥を記入してください。
- 4 金額の訂正は無効です。
- 5 記名押印がないものは無効です。
- 6 必ず封筒に封入してください。

(様式第8号)

市税について未納の税額がない証明書

住所又は所在地

氏名又は商号

現在において近江八幡市税に未納がないことを証明します。

令和 年 月 日

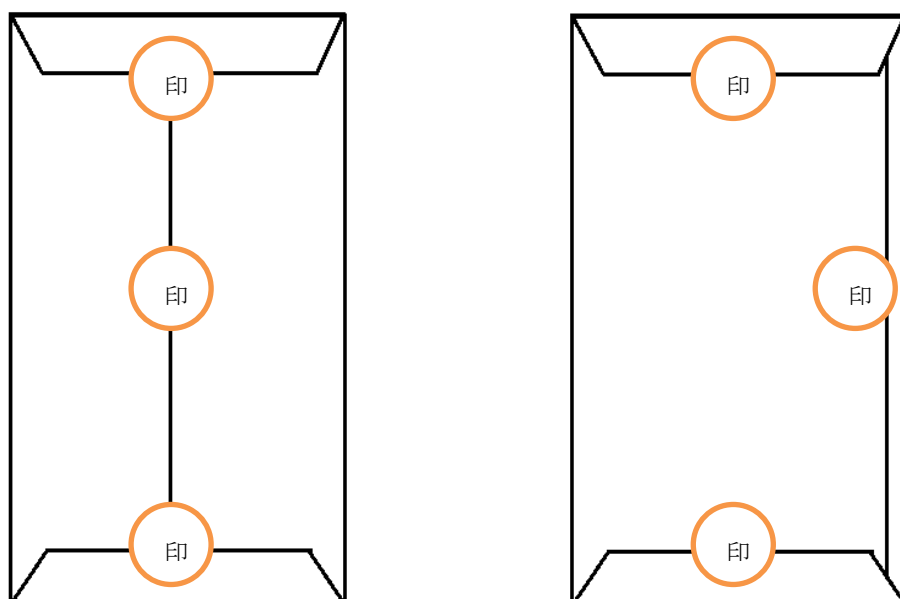
近江八幡市長 徳永 久志

入札書封筒記載例

表面

提出日	令和	年	月	日
事業名	中村児童公園自動販売機設置事業			
入札書在中		入札者（商号又は名称）		

裏面



※封筒の綴じ目となる場所に封印してください。

※封筒はのりなどで必ず閉じてください。

※封印に用いる印鑑は入札書に押印したものと同様の印鑑としてください。

提出書類チェックリスト

	書 類 名	内 容	チェック欄
1	入札参加申込書(様式第1号)	記載事項(所在地、名称等)に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
		印鑑が押されているか。	<input type="checkbox"/>
2	誓約書(様式第2号)	記載事項(所在地、名称等)に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
		印鑑が押されているか。	<input type="checkbox"/>
3	自動販売機設置(経営)状況報告書(様式第3号)	記載事項(所在地、名称等)に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
		印鑑が押されているか。	<input type="checkbox"/>
4	店舗所在地位置図(様式第4号)	記載事項(所在地、名称等)に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
5	入札使用印鑑届(様式第5号)	記載事項(所在地、名称等)に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
		印鑑が押されているか。	<input type="checkbox"/>
6	委任状(様式第6号)	記載事項(所在地、名称等)に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
7	印鑑証明書	発行日から3ヶ月以内であるか。	<input type="checkbox"/>
8	現在全部事項証明書	発行日から3ヶ月以内であるか。	<input type="checkbox"/>
9	国税について未納の税額がない証明書	発行日から3ヶ月以内であるか。	<input type="checkbox"/>
10	都道府県税について未納の税額がない証明書	発行日から3ヶ月以内であるか。	<input type="checkbox"/>
11	市税について未納の税額がない証明書(様式第8号)	発行日から3ヶ月以内であるか。	<input type="checkbox"/>
12	入札書(様式第7号)	記載事項(所在地、名称等)に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
		入札価格に誤りがないか。	<input type="checkbox"/>
		使用している印鑑は届出印であるか。	<input type="checkbox"/>
		入札書を封筒に封入しているか。また、封入印が押されているか。	<input type="checkbox"/>
13	その他	すべての書類が添付されているか。	<input type="checkbox"/>